

固定式刺し網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げる次の固定式刺し網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年5月31日

岩手県

1 固定式刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	(2) 漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
固定式刺し網漁業	アイナメ等	刺し網	岩手県 沖合海面	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	101
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	60
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	38
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	113

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月9日から令和3年7月9日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和3年8月1日(令和3年8月2日以降の場合は許可の日)から令和6年7月31日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 第2種共同漁業の漁場の免許区域内の海域においては、操業してはならない。

- イ 水深 400 メートル以浅の海域においては、めぬけの採捕を目的として操業してはならない。
 - ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 23 条の別表第 4 に規定する沖合底びき網漁業の禁止区域以外の海域においては、けがにの採捕を目的として操業してはならない。
 - エ さけ、ます、雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。
 - オ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。
 - カ 毎年 10 月 1 日から 12 月 15 日までの間、網目の大きさと鉛直方向における網目の数を掛けた長さが 5 メートルを超える刺し網を使用してはならない。
 - キ 刺し網の長さ（仕立て上がりの状態における浮子綱の長さをいう。）の合計が 1,800 メートルを超えて刺し網を船内に積み込んではいない。
 - ク 刺し網は、沈子綱を海底につけて敷設しなければならない。
 - ケ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。